

意見提出者	社団法人全国地方銀行協会
-------	--------------

1. 項目	地方税の納付書様式の制定方法
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>地方自治法施行令により、指定金融機関等は納入に関する書類に基づかなければ地方税等の収納ができない。また、当該書類（以下、納付書という）の様式は同施行令に基づく財務に関し必要な事項として、各地方公共団体が財務規則等で独自に定めている。</p> <p>総務省では、平成19年3月に、マルチペイメントネットワークを活用した電子納付（ペイジー）の導入に際しては、納付書の様式をマルチペイメントネットワーク標準帳票に準拠する必要がある旨留意通達を出状している。また、政府の「規制改革推進のための3か年計画」（平成19年6月22日閣議決定）では、総務省が地方公共団体あてに様式例を提示することを通じて、その早期統一の実現へ向けた努力を継続するとされている。しかしながら、その後、納付書様式の早期統一に向けた有効な措置が取られておらず、納付書様式の統一化が進んでいない。</p> <p>当協会の調査に基づく試算では、納付書様式の種類は、全国で約4万7,000種類にもものぼると推計され、こうした状況が電子納付の普及や地方公共団体の税業務の電子化、金融機関の事務処理の効率化を阻害していると考えられる。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 地方自治法施行令第168条の3第1項、第173条の2
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>納付書様式については、既に民間金融機関において、「マルチペイメントネットワーク標準帳票ガイドライン」により定めており、金融機関、コンビニ等において共通で使用されている。電子納付の推進ならびに地方公共団体の内部事務の効率化のためには、納付書の様式を本標準帳票に準じたものとするのが合理的であり、同様式を法令・規則等で定めるべきである。</p> <p>また、納付書様式の統一化に際しては、各地方公共団体において地方税の収納等のシステム変更が必要となり、多大な経費負担が生じることが課題となっている。総務省において、クラウドコンピューティングを活用した情報システムの集約と共同利用を通じて、地方公共団体のシステム関係のコスト削減と業務改革を推進しているが、納付書様式の統一のシステム改修負担軽減策（納付書作成処理の共同化等）についても検討すべきである。</p>